

庄内川水系河川整備計画の概要

令和3年3月23日

国土交通省 中部地方整備局

庄内川河川事務所

1. 庄内川水系河川整備計画の概要

1－1. 庄内川水系河川整備計画策定までの経緯・・・P3

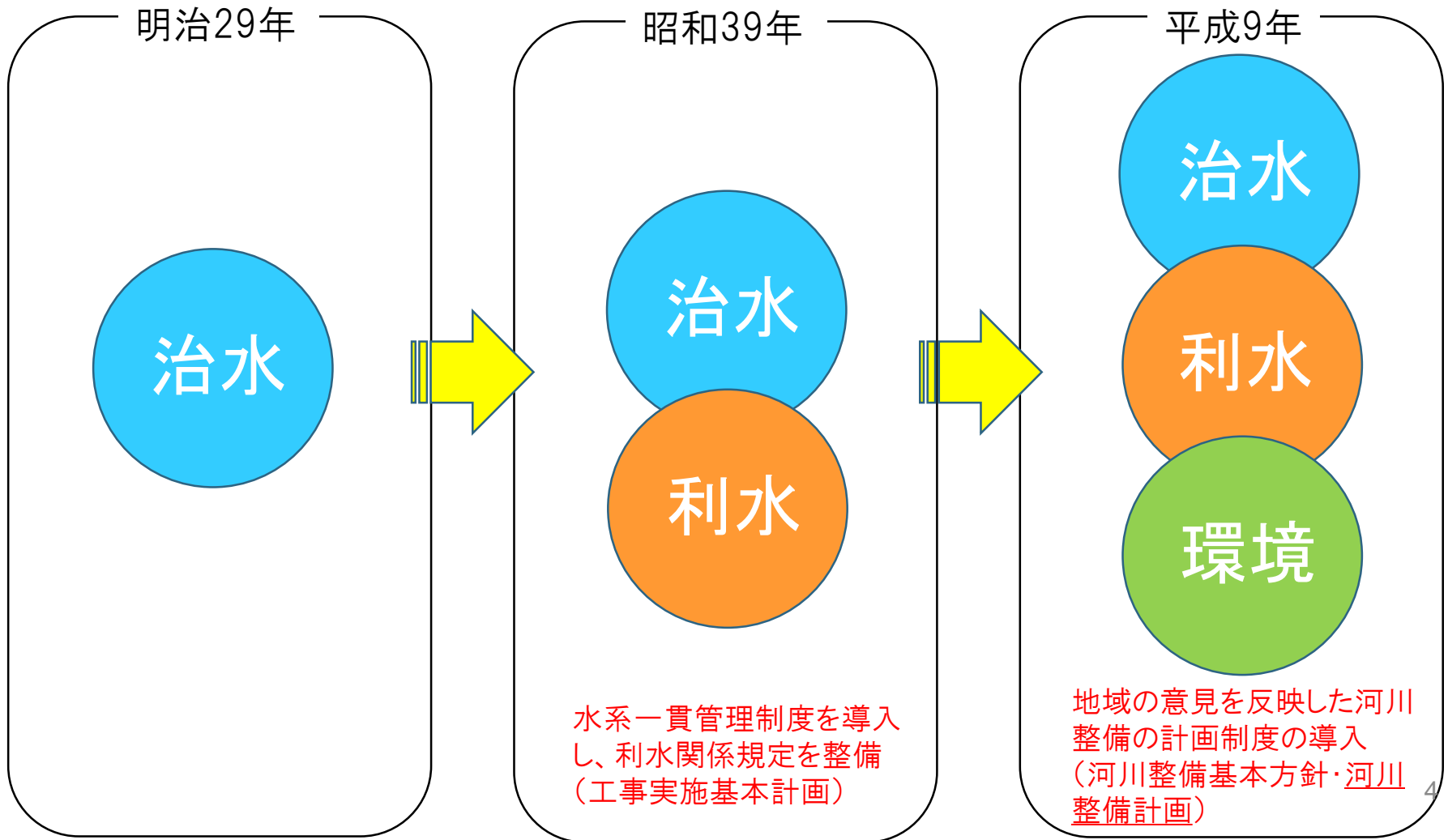
1－2. 庄内川水系河川整備計画の概要・・・・・・・・・・P7

1－3. 庄内川水系河川整備計画の進捗概要・・・・・・・・P26

1-1. 庄内川水系河川整備計画策定までの経緯

1-1. 庄内川水系河川整備計画策定までの経緯(河川法改正 1/2)

- 日本における最初の河川法は明治29年に制定された。(治水)
- 昭和39年改正では、新たに水系一貫制度を導入し、利水関係規定を整備された。(治水+利水)
- 平成9年改正では、新たに河川環境の整備と保全を目的に加えるとともに、河川の特長、地域の意向・風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、地域と連携した計画制度を導入された。(治水+利水+環境)



河川法の河川整備計画に関する記載内容

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

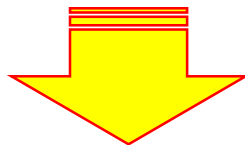
6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

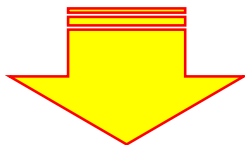
1-1. 庄内川水系河川整備計画策定までの経緯

- 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「庄内川水系河川整備計画」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴くことを目的として平成15年に設立した。

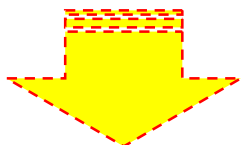
平成15年3月3日
土岐川庄内川流域委員会を設立



平成15年3月3日～平成19年8月3日
計13回の土岐川庄内川流域委員会を開催
(※平成17年11月庄内川水系河川整備基本方針策定)



平成20年3月3日
庄内川水系河川整備計画策定



平成20年3月25日

第14回 土岐川庄内川流域委員会にて整備計画策定の報告

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第1章 庄内川流域及び河川の概要)

●庄内川は、その源を岐阜県恵那市の夕立山(標高727m)に発し、岐阜県内では土岐川と呼ばれています。瑞浪市で小里川、土岐市で妻木川、多治見市で笠原川等の支川を合わせ、岐阜・愛知県境に位置する玉野渓谷を抜け、春日井市高蔵寺で濃尾平野に出て、その後、矢田川等の支川を合わせて、名古屋市の北西部を流下し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長96km、流域面積1,010km²の一級河川である。

水源地	岐阜県恵那市山岡町(夕立山 標高727m)
流域面積	1,010km ² (山地533km ² 平地440km ² その他37km ²)
流路延長	庄内川本川 96km 支川矢田川 56km
大臣管理区間	69.5km(本川 62.5km 支川矢田川 7.0km)



1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第1章 庄内川流域及び河川の概要)

- 庄内川における主要洪水としては、昭和34年9月洪水(伊勢湾台風)、平成元年9月洪水、平成12年9月洪水(東海豪雨)、平成23年9月洪水等がある。
- 平成12年9月洪水(東海豪雨)では、一級河川新川の堤防が決壊したのをはじめ、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。
- 庄内川水系 河川整備計画策定後の主な出水として、平成23年9月洪水(台風15号)では、中流下志段味地区で越水による浸水被害が発生するとともに、多治見地区等において内水被害が発生した。

発生年月日	原因	基準地点流量		被害等
		枇杷島	多治見	
昭和32年 8月7日	秋雨前線	—	—	被災家屋：22,428戸（愛知県）、4,540棟（岐阜県）
昭和34年 9月26日	台風15号 (伊勢湾台風)	—	—	被災家屋：140,569戸（愛知県）、6,227棟（岐阜県）
昭和36年 6月27日	梅雨前線 台風6号	1,520	—	水害区域面積：7,374ha（愛知県）、479ha（岐阜県） 被災家屋：39,604棟（愛知県）、171棟（岐阜県）
昭和47年 7月12日	梅雨前線	1,600	1,330	水害区域面積：229.3ha（愛知県）、344.8ha（岐阜県） 被災家屋：832棟（愛知県）、1,515棟（岐阜県）
昭和50年 7月4日	梅雨前線	1,570	1,510	水害区域面積：3,091.5ha（愛知県）、96.9ha（岐阜県） 被災家屋：10,315棟（愛知県）、107棟（岐阜県）
昭和51年 9月8日	台風17号	1,270	770	水害区域面積：3,476.5ha（愛知県） 被災家屋：8,713棟（愛知県）
昭和58年 9月28日	秋雨前線 台風10号	1,930	1,400	水害区域面積：526.6ha（愛知県）、8.4ha（岐阜県） 被災家屋：7,871棟（愛知県）、164棟（岐阜県）
昭和63年 9月25日	熱帯低気圧 秋雨前線	1,600	1,420	水害区域面積：317.9ha（愛知県）、111.9ha（岐阜県） 被災家屋：1,896棟（愛知県）、94棟（岐阜県）
平成元年 9月20日	台風22号	1,860	1,840	水害区域面積：27.6ha（愛知県）、62.1ha（岐阜県） 被災家屋：84棟（愛知県）、571棟（岐阜県）
平成3年 9月19日	台風18号 秋雨前線	2,200	1,330	水害区域面積：965.9ha（愛知県）、3.9ha（岐阜県） 被災家屋：6,440棟（愛知県）、16棟（岐阜県）
平成11年 6月30日	梅雨前線	1,950	1,490	水害区域面積：11ha（岐阜県） 被災家屋：1棟（愛知県）、120棟（岐阜県）
平成12年 9月12日	秋雨前線 台風14号 (東海豪雨)	3,520	1,500	水害区域面積：10,476.6ha（愛知県）、10.5ha（岐阜県） 被災家屋：34,041棟（愛知県）、8棟（岐阜県）
平成23年 9月20日	台風15号	3,100	1,300	水害区域面積：186.5ha（愛知県）、1.6ha（岐阜県） 被災家屋：670棟（愛知県）、16棟（岐阜県）



平成12年9月洪水（東海豪雨）
新川決壊地点の状況



平成12年9月洪水（東海豪雨）
一色大橋付近の越水状況



平成元年9月洪水（台風22号）
土岐小学校付近の状況



平成23年9月洪水（台風15号）
下志段見地区の越水状況

出典) 昭和32年～平成12年洪水：庄内川水系河川整備計画」より。
平成23年洪水：基準地点流量は庄内川河川事務所資料より、
被害等は水害統計より。

第1節 河川整備の現状と課題

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

- 全国の一級河川と比較すると重要な都市河川でありながら堤防整備率が低い。
(約38%:H20.3月 庄内川河川整備計画策定時点)
- 左右岸の堤防高にアンバランスが生じている。
- 堤防は浸透対策などの質的整備の安全性が確保されていない。
- 東海豪雨と同規模の洪水に対して、河道は既設排水機場の排水量 (約 350m³/s) を受けることができない。
- 許可工作物で河川構造令に適合しないものがある。
- 水防緊急時などの河川管理用通路の確保に支障がある。
- 占用家屋により河川改修の円滑な遂行に支障がある。
- 高水敷にある施設の利用方法や資材放置への対策。

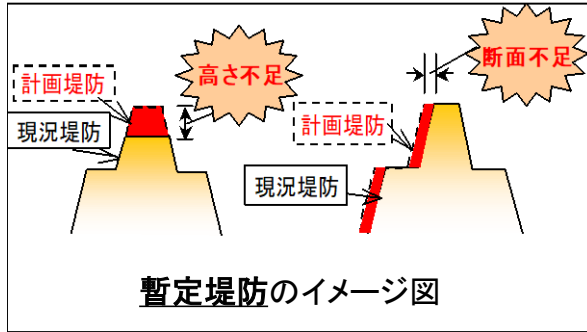
堤防の整備状況 (整備計画策定時点)

計画堤防完成		暫定堤防		堤防不要 区間	計
km (①)	% (①/(①+②))	km (②)	% (②/(①+②))	km (③)	km ④ (①+②+③)
42.8	38	69.2	62	32.8	144.8

堤防詳細点検結果 (質的整備の必要箇所※) (整備計画策定時点)

点検区間 A(km)	堤防強化が必要な区間 B(km)	B/A
61.2	57.1	93%

※堤防の浸透、侵食等に対する対策が必要な箇所



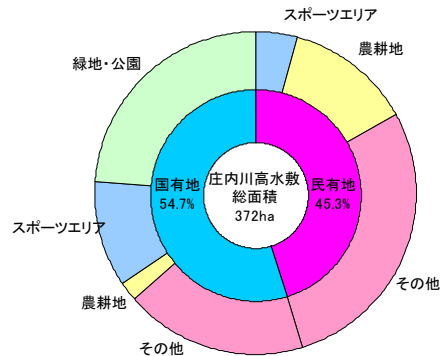
1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第2章 流域及び河川の現状と課題)

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 現状で概ね正常流量は確保されているが、**水利用の殆どは木曾川水系に依存**している。
- 環境用水としての新たな水需要の要請がある。

第3項 河川環境の現状と課題

- 河川工作物や高度な河川利用により動植物の**生息・生育環境が制約**されている。
- 河川区域に**外来種が確認**されている。
- 流域の市街化が進展**し、河川空間の重要度が増している。
- 高水敷の緑地は、都市域の公園として利用されている。
- 高水敷の半分は民有地**であり、高水敷の半分は高度利用されている。
- 川へのアクセスを確保することが必要である。
- 河川敷を美しく親しみやすい環境や景観にする必要がある。
- 歴史・文化・生活と密着した河川空間の創造を進める必要がある。
- 家族で親しめる川づくりを進める必要がある。
- 水質は改善傾向であるものの、水質改善の取り組みが必要。



河川の空間利用実態(H20.3河川整備計画策定時点)

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第3章 河川整備の目標に関する事項)

第1節 河川整備対象区間

●庄内川水系河川整備計画では、下表に示す区間を河川整備計画の対象区間とする。

河川名	下流端	上流端	区間延長 (km)
庄内川	海に至るまで	土岐市肥田町浅野字トチモト地先 (三共橋)	62.5
矢田川	庄内川への合流点	名古屋市東区砂田橋二丁目地先 (宮前橋)	7.0
八田川	庄内川への合流点	春日井市朝宮町四丁目地先 (新木津用水の合流点)	4.5
小里川	左岸:瑞浪市陶町水上字下久手地先 右岸:恵那市山岡町田代字西山地先	瑞浪市陶町猿爪字沢之尻地先	2.6
猿爪川	小里川への合流点	瑞浪市陶町水上字平地先	1.8
新田川	小里川への合流点	左岸:恵那市山岡町田代字川平地先 右岸:恵那市山岡町田代字花立地先	0.6

※八田川については、平成20年4月に県管理区間となっている。



第2節 河川整備対象期間

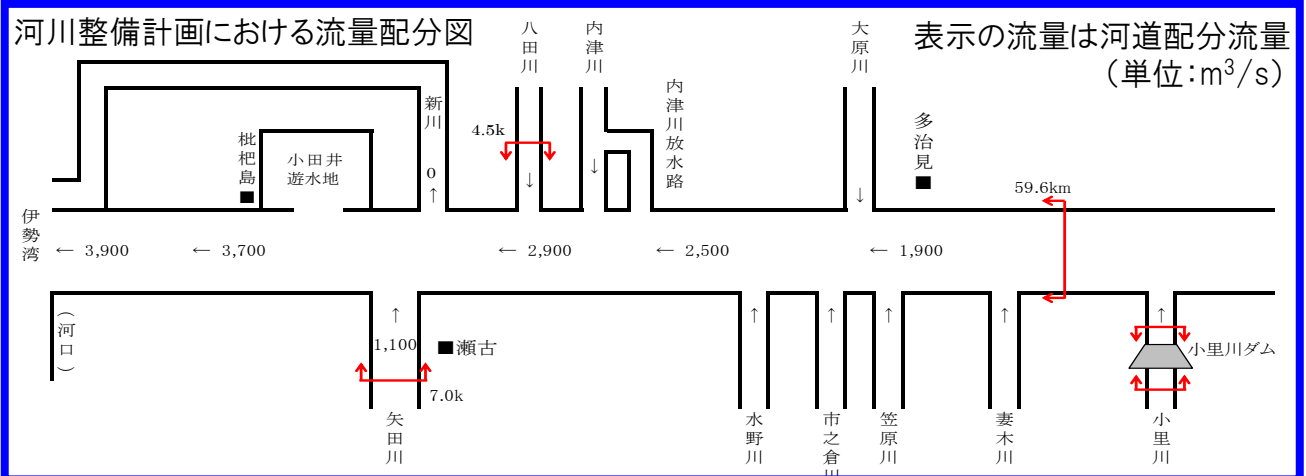
●本河川整備計画では、概ね30年とする。ただし、社会経済状況等の変化により、対象期間内であっても、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 河川整備計画の目標

第1項 洪水、高潮当による災害の発生防止又は軽減に関する目標

【安全性の確保】

- 観測史上最大の洪水となったH12.9洪水、H元.9洪水と同規模の洪水が発生しても、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、内水被害の軽減を図る。
 - ・ 土岐川：平成元年9月洪水 2,100(1,900※)m³/s(多治見地点)
 - ・ 庄内川：平成12年9月洪水 3,900(3,700※)m³/s(枇杷島地点)
 - ・ 矢田川：平成12年9月洪水 1,100(1,100※)m³/s(瀬古地点) ※：河道配分流量を示す。
- 河川整備の目標流量を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、関係機関や地域住民が一体となって、自助、共助、公助のバランスのとれた地域防災力の再構築を図る。
- 河川整備計画の目標とする平成12年9月東海豪雨規模の洪水時には、新川洗堰による庄内川から新川への越流量を0m³/sとするが、東海豪雨を上回る規模の洪水が発生した場合は、新川洗堰から新川に越流する。



※八田川については、平成20年4月に県管理区間となっている。

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第3章 河川整備の目標に関する事項)

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

【河川水の適正な利用】

- 土地利用や社会情勢、水環境の変化に合わせた河川水の適正な利用を推進するとともに、新たな水需要が生じた場合には、水資源の合理的な利用の促進を図り、関係機関と調整しながら他水系も含めた水資源の広域的な利用の促進を図ることを目標とする。

【流水の正常な機能の維持】

- 水利用や多様な動植物の生息、生育環境の保全、河川水質の保全等の流水の正常な機能を維持するための流量(枇杷島地点概ね5m³/s)を確保するとともに、健全な水循環の構築に向けて、調査研究等に努めることを目標とする。

第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

【人と河川との豊かなふれあいの確保】

- 地域と連携しながら、自然観察や環境学習の場等を確保し、河川空間利用の一層の促進を図り、水辺や自然と触れ合うことのできる川を目指す。

【良好な自然環境の保全、再生】

- 治水、河川利用との調和を図りながら、河道内の緑や水辺空間の保全と再生を行い、流域の生態系の幹としての連続性の確保に努め、多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川を目指す。

【良好な景観の維持、形成】

- 沿川の地域計画との調整を図りながら、都市及び都市近郊におけるオアシス空間として良好な河川景観のある川を目指す。

【水質の保全】

- 水質の保全を図りつつ、動植物の保護、親水活動の活性化を目指して、関係機関、住民等と連携を図りながら水質改善に努める。また、水の色、臭い、水の泡立ちなど、現時点では未解明となっている部分が多いため水質浄化技術や流出負荷の抑制対策、住民の感覚に見合う新たな水質指標などの調査研究を推進するとともに、水環境に優しい住まい方など、流域住民への啓発等を行うことを目標とする。

第1節 河川整備の基本的な考え方

【洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減】

- 30年間の河川整備については、効果が早期に発現されるよう、既設の洪水調整に併せて、堤防整備を進めるとともに、動植物の生息や生育環境に配慮し、河道掘削や橋梁改築等により河道を確保し、洪水時の水位低下させ、目標流量を安全に流下させる。
- 整備水準を上回る洪水が発生した場合等の被害を最小限にするため、河川情報の提供や情報伝達及び避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持】

- 現況流況の維持に努め、流域の土地利用の変化や水環境改善ニーズの高まり等を踏まえ、関係機関と調整を図りながら流域の実情にあった水資源の合理的、広域的な水利用の促進を図る。

【河川環境の整備の保全】

- 河川環境や利用実態を踏まえ、多様なニーズに応えつつ、地域と一体となって、良好な自然環境の保全及び適正な河川利用を進める。また、良好な河川環境が失われた箇所においては、回復、形成に努める。
- 沿川の地域資源や河川環境を活用し、人と川との関係の再構築に努める。
- 水質は、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、親水意識の高まりに見合った水質改善に努める。

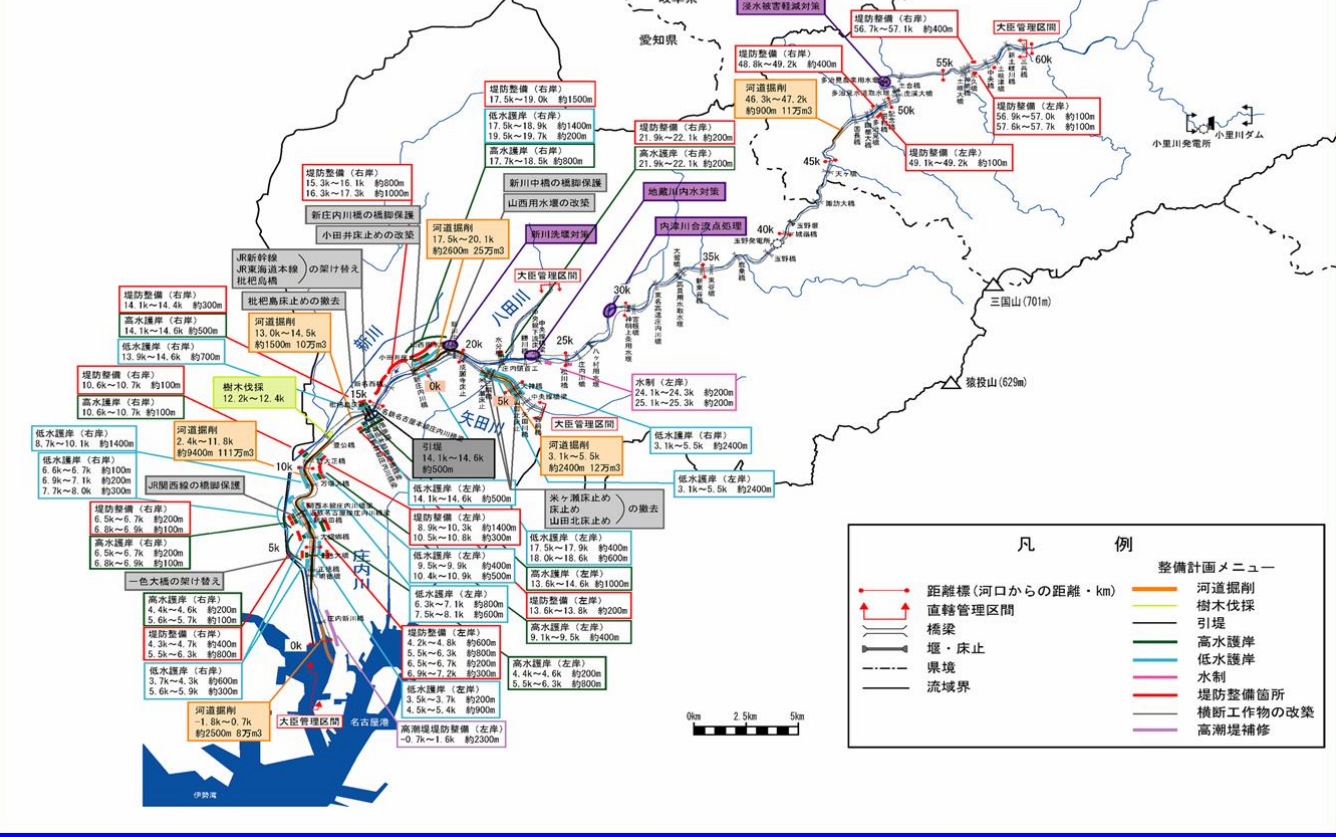
1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第4章 河川整備の実施に関する事項)

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

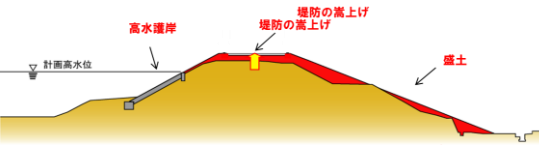
第1項 洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

●「堤防整備」、「河道掘削等の水位低下対策」、「橋梁の改築」、「堤防の強化」、「内水対策」、「新川洗堰の対策」等を実施することとしており、実施個所の詳細は以下のとおり。

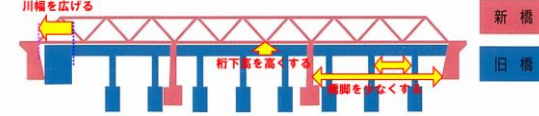
河川整備箇所位置図



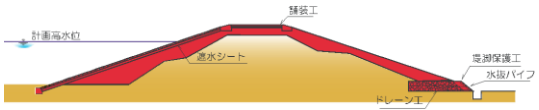
堤防整備イメージ



橋梁の改築イメージ



堤防の強化イメージ



※今後の河道の変化やモニタリング等により、施工場所及び工事内容については変更することがある。

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第4章 河川整備の実施に関する事項)

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

【人と河川の豊かなふれあいの確保】

- 地域と連携しながら、河川空間の利用促進を図るため、親水施設や自然観察、環境学習の場などの整備を行う。

【良好な景観の維持、形成】

- 沿川計画との調整を図りながら、河川空間の良好な景観の維持、形成に努める。

【良好な自然再生の保全、再生】

- 多様な生態系を育む地域環境に寄与する川づくりを推進するため、河川改修や沿川の開発等により流域の多様な生態系や地域の環境に影響がある箇所については、治水、河川利用との調整を図りながら自然再生に努める。
- 工事における水際部の環境配慮や魚道の改善、支川合流部等の保全、改善により、水や動植物の連続性の確保に努め、多様な生態系を育む川づくりを行う。
- 特定外来生物をはじめ外来種の分布状況の把握に努め、関係機関と連携し防除等に努める。
- 良好な自然を有する場所については、モニタリング調査等を実施し、関係機関や地域住民、市民団体等と連携、調整して、自然環境の保全に努める。
- 沿川の計画と調整を図りながら、オアシス空間として河川空間の良好な景観の維持と形成に努める。

【水質の保全】

- 水質の保全を図りつつ、中下流部における水質浄化対策の取り組みを推進するとともに、関係事業との連携、地域住民、企業との協働による水質改善の施策を推進する。また、水質浄化技術や負荷抑制対策、住民感覚に見合う水質指標等の調査・研究を進め、水環境改善のための啓発活動にも取り組む。
- 小里川ダム貯水池における水質の保全は、清水バイパスや流入水水質浄化施設等により、濁水や富栄養化現象等の水質改善に努める。また、施設運用や新技術の導入の検討、定期的な水質観測を行う。

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1/3)

【河川維持管理の考え方】

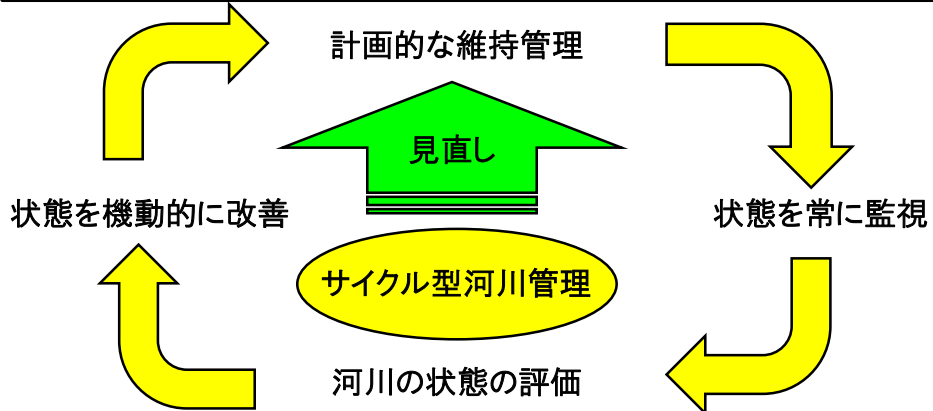
- 庄内川の河川特性を踏まえた「河川維持管理計画」を作成し、適切な維持管理を実施する。
- 「河川の状態変化の監視」→「状態の評価」→「評価結果に基づく計画の見直し」を一連のサイクルとしたサイクル型維持管理を前提に適切な維持管理を実施する。

【河川管理施設等の機能の確保】

- 河川管理施設については、河川巡視や施設点検等を行い、状況把握を行い、計画的に点検、補修を行い、長期にわたり効用を発揮できるように努める。
- 堤防道路が抱える課題については、「堤防道路検討会」や「堤防道路出水時規制調整会議」などにより検討を進め、改善を図る。

【平常時の管理】

- 定期的な河川縦横断測量や河川巡視、施設点検等、堤防除草の実施、占用家屋の移転促進、許可工作物の適正な管理・改築指導等による、適切な管理の推進を図る。
- 洪水の安全な流下の阻害要因となる河道内樹木や堆積した土砂については、環境に配慮しながら伐採、間伐、河道掘削など適正な措置を図る。



1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第4章 河川整備の実施に関する事項)

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(2/3)

【洪水時などの管理】

- 洪水予報や水防警報の情報発信にあたっては、平常時の情報伝達演習等により、迅速な伝達をするとともに、防災関係機関や報道機関との連携を図り、住民等に情報提供を図る。
- 水防活動については、合同巡視や水防訓練などを実施し、活動の支援を図る。また、広域的な災害が発生した場合は、国土交通省が有する災害対策車等による積極的な災害支援を図る。
- 洪水、高潮等の出水時においては、樋門、排水機場等の施設操作等を行うとともに、水防活動や河川巡視を実施する。また、河川監視用(CCTV)カメラ等を活用した監視による出水時の状況を把握する。
- 地震時の対応は、情報連絡体制を整えるとともに、河川巡視や緊急点検、資機材の配備等を行い、災害応急対策のための準備を図る。
- 大規模な災害が発生した場合は、緊急復旧、二次災害防止のため対策等に対して防災エキスパートとの協力体制を強化し対策を講じるとともに、河川管理施設が破損した場合は、すみやかに復旧を行う。

【防災関係施設の整備】

- 水防拠点、水防倉庫の整備、水防資機材の常備、水防活動に利用するための第二種側帯の整備を図る。震災時等に一般道が使用できない場合の緊急物資の輸送道路として使えるよう、自治体と協力し、舟着場や緊急用河川敷道路の整備を図る。



1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要(第4章 河川整備の実施に関する事項)

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(3/3)

【河川情報システムの整備】

- 最適な状態で観測を行えるよう観測所等の保守点検及び観測データの蓄積を図る。
- 光ファイバー網や河川管理用カメラ(CCTV)、データ通信等のシステムを活用し、わかりやすい情報を迅速かつ正確に提供する。

【被害を最小化するための取り組み】

- 平常時から河川管理者、自治体、水防団等との共同による防災訓練等の実施、情報交換を行い、協力体制を推進する。
- 高潮等の被害を最小化するため、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、危機管理行動計画の策定する。
- 住民にわかりやすい、洪水ハザードマップ等の作成支援を行う。
- 自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究を進め、自助・共助・公助のバランスよく機能した地域防災力の再構築を図る。

【排水ポンプの運転調整ルールの的確な運用、基準の見直し】

- 洪水の発生等により、危険な水位(基準水位)に達した場合は、排水ポンプ管理者や関係機関とともに排水ポンプの運転調整ルールを的確に運用する。また、河川整備に伴う流下能力の向上に合わせて、検討会などにより、適宜基準の見直しを行う。

【流域における危機管理のあり方について】

- 丘陵地や里山の大規模な宅地開発などにより、中流部の河川沿いや段丘面上に広がる農地まで区画整理が進行している現状を受け、流域が有していた保水浸透機能が失われているとともに、河川改修と相まって、上中流域の洪水を下流部に持ち込む結果となっている。
- 下流部へ洪水を持ち込まないように、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策や、下流部における壊滅的な被害回避など、流域全体における危機管理機能のあり方について議論を深め、危機分散を図る必要があり、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第4章 河川整備の実施に関する事項)

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

【河川水の利用】

- 河川環境の保全や取水安定化、水資源の有効活用に資するため、水量、水質の監視、水収支や取水実態の把握に努め、関係機関や地域住民等に流量情報等の河川情報を提供する。
- 流水の正常な機能を維持するために必要な流量(枇杷島地点で概ね $5\text{m}^3/\text{s}$)については、小里川ダムを活用し、維持するとともに、土地利用や社会情勢等の変化に合わせて水資源の適正な利用を促進し、流況改善に努める。
- また、堀川の環境改善のための暫定導水 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ については、堀川の正常流量に対する補給に向けて関係機関と調整を図る。

【渇水時の管理】

- 渇水時における取水安定化等と環境保全のため、流量、水質の監視を行うとともに、関係機関や住民に対して、情報提供を行う。また、渇水調整協議会等により、木曾川水系も含めた水融通の円滑化等、状況に応じた必要な措置を講じ、河川環境への影響把握も努めていく。



1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第4章 河川整備の実施に関する事項)

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

【良好な自然環境の保全】

- 河川水辺の国勢調査、多自然川づくり追跡調査など、良好な自然環境が適切に保全されるよう維持管理を行う。
- 「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーニング等を踏まえ、保全対策を実施するとともに、治水事業との調整を図りながら、生息環境等の改善を実施する。

【良好な景観の保全】

- 地域との連携、調整を図りながら、河川景観の保全に努める。
- 景観調査や河川利用に対する意識調査等を実施し、良好な状態が維持されるよう努める。

【水質の保全、監視】

- 定期的な水質調査、水質監視を実施し、水質状況を的確に把握する。また、河川巡視等により監視も行っていく。

【水質事故への対応】

- 「庄内川水系水質保全連絡協議会」による情報連絡体制やNPO団体との連携も視野に入れた情報連絡の充実化、迅速化に努める。
- 水質事故発生時には、事故状況、被害状況、原因把握を行い、関係機関に通報するとともに、被害拡大防止のための適正な措置を講じる。

【河川空間の適正な利用】

- 迷惑行為の注意喚起を図るため、関係機関の合同巡視等を実施する。また、不法耕作地や不法占用施設等については、撤去、原状回復の指示等、関係機関と連携して迅速に対応する。
- 安全に河川敷利用の推進のため、「安全利用マップ」等により河川利用者への啓発活動を行う。
- 河川本来が有する治水機能や良好な河川環境等に配慮するとともに、「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、利用しやすい河川空間利用の向上を図る。

1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第5章 地域と連携した取り組み)

第1節 人と川との関わりについて

【地域と進める川づくり】

- 地域住民等との協働による「グリーン大作戦」や地域住民等の自主的な参画による「アダプト」活動などを進め、地域と一体となった河川管理の推進を図る。
- 「土岐川・庄内川流域ネットワーク」、「土岐川・庄内川サポートセンター」や「川ナビ」、「土岐川観察館」等と連携した、地域住民や市民団体などの地域活動や社会貢献活動、交流の場づくりなどの支援する。

【社会的な課題への支援】

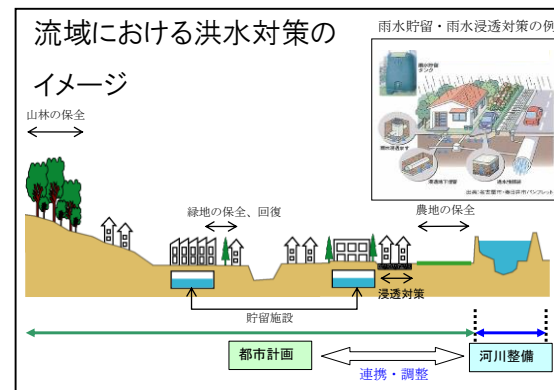
- 様々な事情により高水敷きに住むことを余儀なくされているホームレスについては、自治体や地域住民、市民支援団体、企業等と連携し、人権が保障されるよう自立支援の推進を図る他、河川巡視等により状況把握に努める。

【健全な水循環の構築】

- 庄内川流域における水循環の現状と課題、問題点等を認識するとともに、関係機関と連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組む。

【流域における対策】

- 流域住民への啓発活動や流域からの流出を抑制する施策などを進め、災害に強いまちづくりを推進する。



1-2. 庄内川水系河川整備計画の概要 (第5章 地域と連携した取り組み)

第2節 庄内川の川づくりの進め方

【地域とのコミュニケーション】

- ホームページや広報誌、イベント等による積極的な情報発信の推進。
- 「総合学習」や「出前講師」、地域活動等への支援を通じた、コミュニケーションの向上を図る。

【住民参画による川づくりの推進】

- 河川愛護モニター等、住民参加の機会を設けた具体的な川づくりの推進を図る。

【国際的な交流や情報交換等の促進】

- 将来にわたって水の持続的な利用が可能となるように、水と衛生の問題、水不足、水に関連する自然災害の被害の増大、水質悪化と淡水生態系の危機、地球温暖化問題などの様々な地球上の水問題の解決に向けた調査研究の推進し、国際的な交流や情報交換等の促進を図る。



1-3. 庄内川水系河川整備計画の進捗概要

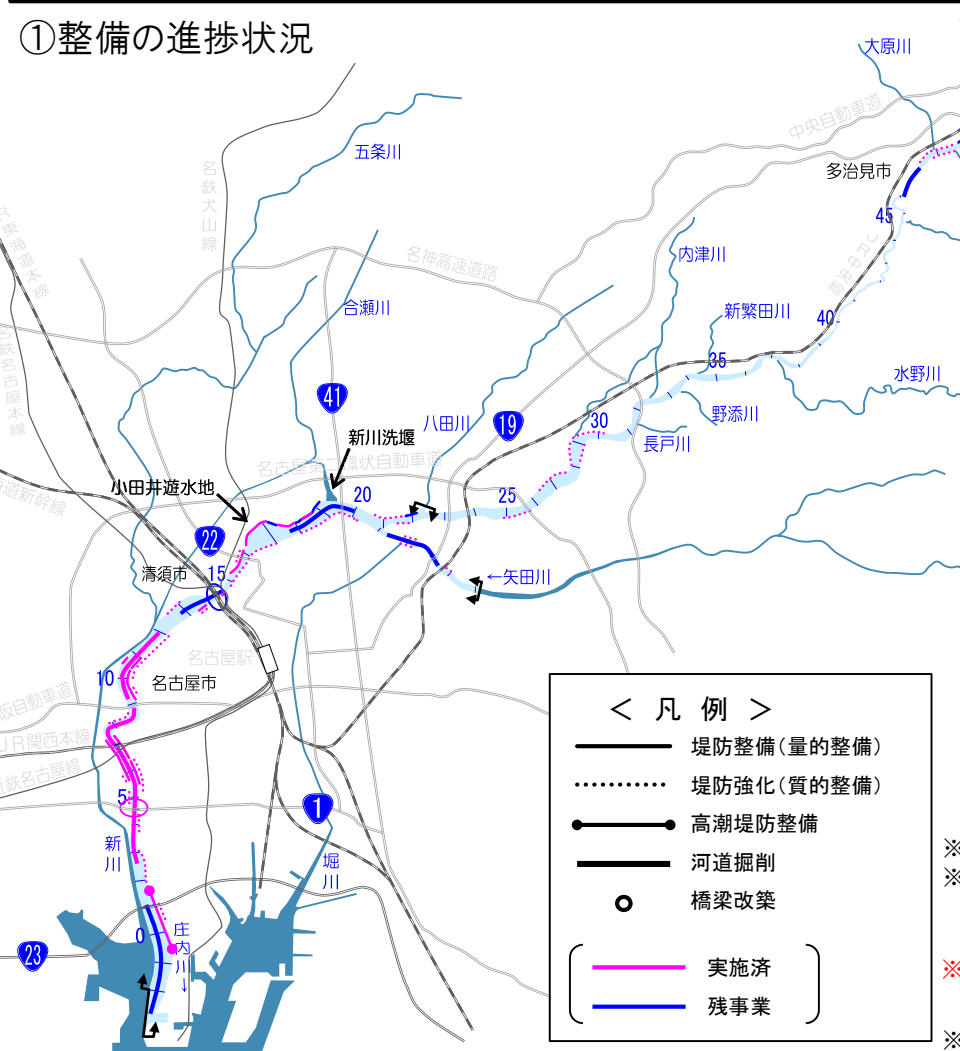
1-3. 庄内川水系河川整備計画の進捗概要

第4章 第2節

河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

- 河川整備計画策定以降、平成12年9月洪水(東海豪雨)と同規模の洪水を安全に流下させるため、中下流域の堤防整備や堤防強化、河道掘削等を実施。
- 河川整備計画に基づく事業の進捗率は、事業費ベース50%程度。(令和2年度末時点)

①整備の進捗状況



整備項目	整備計画の実施予定数量	R2年度末 完成	進捗率
堤防整備	10.3km	8.8km	85%
高潮堤防整備	2.3km	2.3km	100%
河道掘削	177万m3	132万m3	75%
橋梁改築※1	4橋 (一色大橋、JR新幹線橋梁、JR東海道本線橋梁、枇杷島)	1橋 (一色大橋)	25%
内水対策	1箇所 (支川地藏川)	-	0%
新川洗堰対策	1箇所	-	0%
堤防強化※2	-	22.2km	-

※1 橋梁改築は、庄内川特定構造物改築事業にも位置付けられている。
 ※2 堤防強化には、耐震対策、浸透対策を含む。また、堤防破堤の危険性を評価するとともに、破堤による被害ポテンシャル等を総合的に評価を行い優先順位を設定し実施する。
 ※ 今後の河道の変化やモニタリング等により、施工場所及び工事内容については変更することがある。
 ※ 進捗状況の詳細については、第2回委員会以降に提示予定。

1-3. 庄内川水系河川整備計画の進捗概要

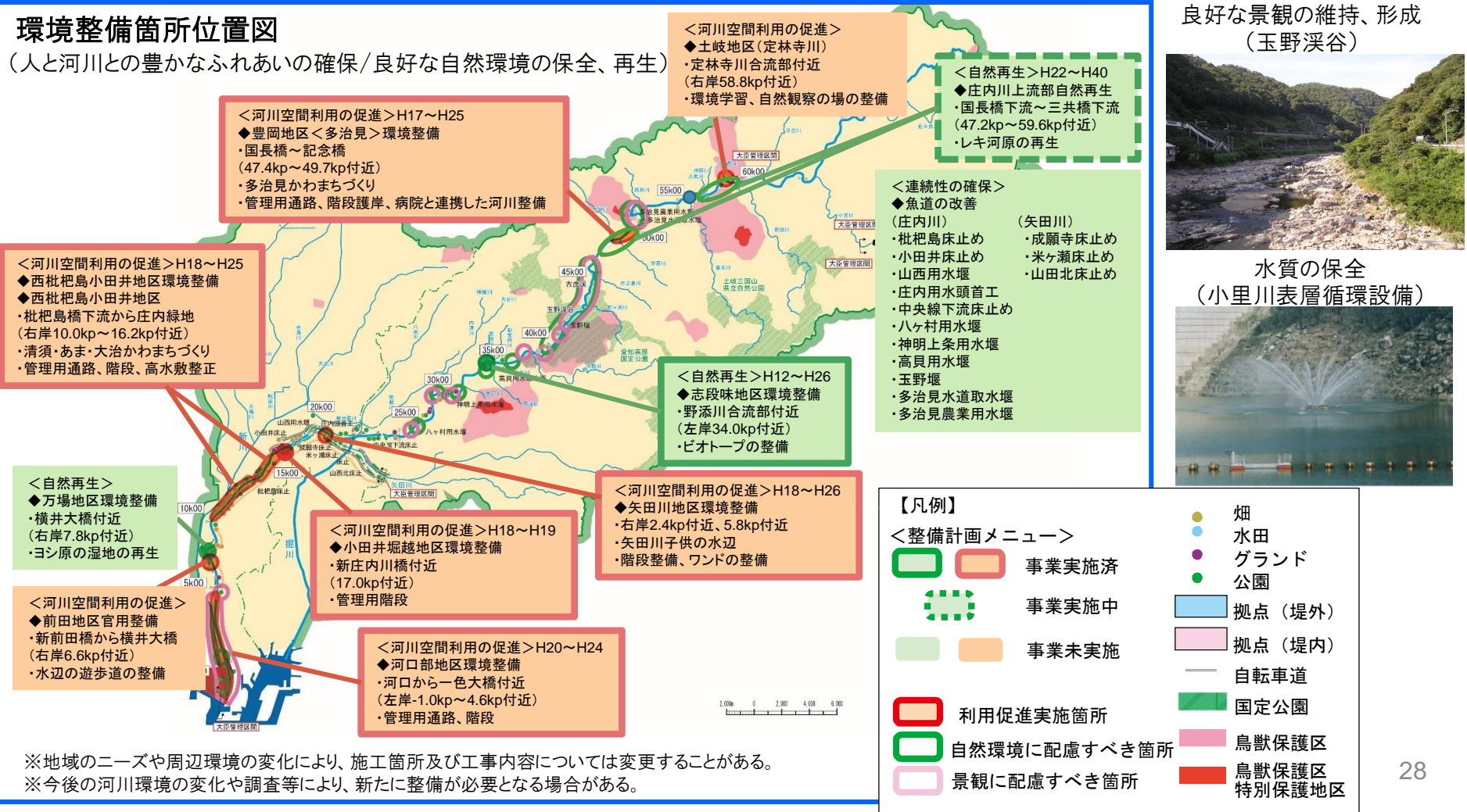
第4章 第2節

河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

●「人と河川との豊かなふれあいの確保」、「良好な自然環境の保全、再生」、「良好な景観の維持、形成」、「水質の保全」を実施することとしており、環境整備箇所の詳細は以下のとおり。

環境整備箇所位置図

(人と河川との豊かなふれあいの確保/良好な自然環境の保全、再生)



良好な景観の維持、形成 (玉野渓谷)



水質の保全 (小里川表層循環設備)



1-3. 庄内川水系河川整備計画の進捗概要

第4章 第3節

河川の維持の目的、種類及び施行の場所

平常時の管理

- 堤防の異状の早期発見のために、除草を実施し、適切な管理に努めている。



除草



河川巡視

洪水時などの管理

- 水防のための対策として、水防資機材の整備を行っている。



浅野ブロック置場



照明車

河川管理施設等の機能の確保

- 河川管理施設を長期にわたり効用を発揮できるように継続して施設点検等を行っている。



堤防点検



通信設備の点検状況



小里川ダム



ゲート操作状況

※進捗状況の詳細については、第2回委員会以降に提示予定。